

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第六百三十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百七十九番の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十四番の一部、五千七百八十五番の一部）

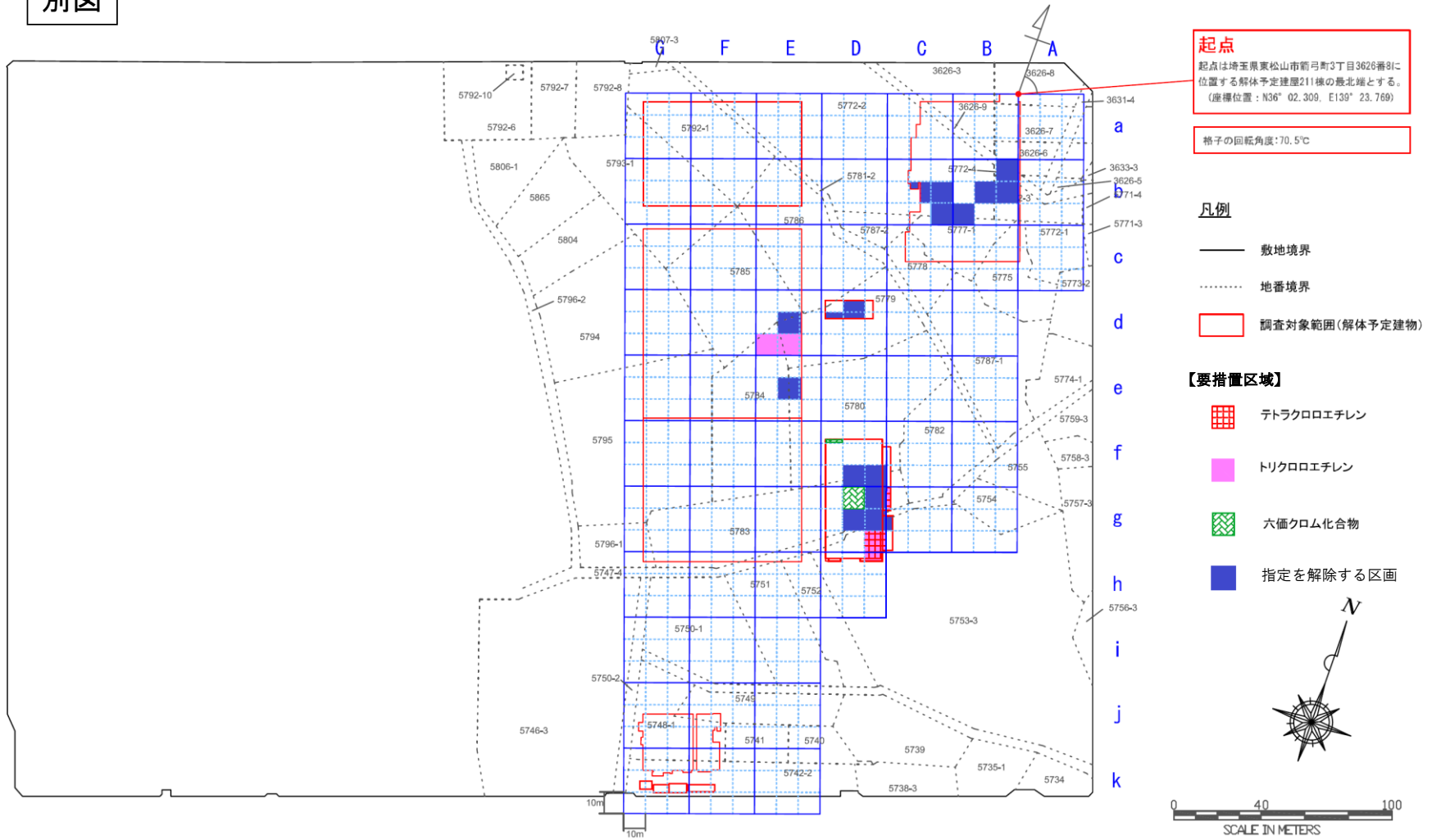
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

三 講じられた指示措置等

土壌汚染状況調査の追完

別図



起点
 起点は埼玉県東松山市前弓町3丁目3626番8に
 位置する解体予定建物211棟の最北端とする。
 (座標位置: N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

- 凡例**
- 敷地境界
 - - - 地番境界
 - 調査対象範囲(解体予定建物)

- 【要措置区域】**
- テトラクロロエチレン
 - トリクロロエチレン
 - 六価クロム化合物
 - 指定を解除する区画

